

## 新潟市減量認定に関する事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、新潟市下水道条例第22条第1項第4号の減量認定に関し、事務処理上必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 使用者から「製氷業等・工業用水汚水排除量申告書」により申告があった場合、次の基準に該当するものにつき、減量認定の対象とする。

(1)水道の使用水量が、1か月あたり200立方メートル以上であること。

(2)減量水量が、水道の使用水量の20%以上であること、又は1か月あたり100立方メートル以上であること。

2 前項の基準を満たしていることが、計測器の設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証明できるものであること。

(計測器等)

第3条 計量法（平成4年法律第51号）第16条の検定義務がある特定計量器を用いた減量水量の計測を原則とする。

2 前項の規定によらず、排水量を測定する計測器を使用する場合、次の各号すべてを満たすこと。

(1) 計測器の設置時に、使用者による現地での実測実験等により計測精度を証明し、市職員の確認を受けること。

(2) 計測器が、排除する汚水量を算出するに当たり係数を用いる方式である場合、前号の確認の後に係数を変更してはならない。

(3) 計測器の設置時に、計測器の製造者等が推奨する頻度での保守等のメンテナンス計画を提出し、申告時にメンテナンス結果について報告すること。

(4) 前3号の規定は、計測器を入れ替える場合に準用する。この場合において、第1号及び第3号中「設置時」とあるのは、「入替時」と読み替えるものとする。

(申告)

第4条 申告時に、計測器の数値が読み取れる写真を添付すること。

(汚水排除量の計算)

第5条 申告に基づき、その内容が第2条の認定基準に該当する場合、汚水排除量の計算は次のとおりとする。

◆汚水排除量＝水道の使用水量－減量水量

附 則

(1) この基準は昭和61年6月1日から施行する。

(2) この基準の施行の際、現に減量されている者が引き続き減量認定を受けようとする場合については、当分の間なお従前の例による。

(3) この基準は平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に改正前の基準により減量認定に使用していた計測器により引き続き減量認定を受けようとする場合については、第3条第2項第4号及び第4条を除き、当分の間なお従前の例による。